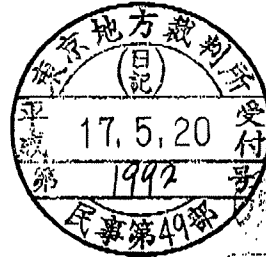


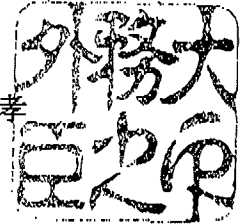
経協有償第5857号

平成17年5月20日

東京地方裁判所民事第49部
裁判長裁判官 富田善範 殿



外務大臣 町村 信 孝



文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）

平成17年5月2日付の標記意見聴取書に関し、以下のとおり回答致します。

- 1 「1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書（ただし、既に提出済みの文書は除く。）」について

当省が保有する当該文書は、平成9年3月27日付インドネシア来電第651号及び平成9年4月2日付インドネシア来電第693号の2文書である。

これらの文書には、公とすることを前提としないで情報提供者に対して提供された情報が記載されている。このような情報が記載された文書を提出する場合、情報提供者の意思に反するのみならず、これまでの情報提供者とその情報入手元との相互信頼関係を損なわせるおそれがあり、当省が実施する政府開発援助業務ないしその一環として行われる円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、当該2文書は、民事訴訟法220条4号ロに該当すると認められる。

- 2 「1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された日本政府機関とインドネシア政府機関との間の文書（ただし、既に提出済みの文書は除く。）」について

当該文書は存在しないため、当省は、民事訴訟法220条1号ロに該当するかどうか判断することはできない。

- 3 「1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載されたJBIC（OECD）本部と同ジャカルタ事務所との間の文書（ただし、既に提出済みの文書は除く。）」について

JBICは、平成17年4月28日付「文書提出命令申立に対する意見書」において、当該文書は存在しない旨の意見を述べているため、当省は、民事訴訟法220条4号ロに該当するかどうか判断することはできない。

- 4 「1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載されたJBIC（OECD）とインドネシア政府機関との間の文書（ただし、既に提出済みの文書は除く。）」について

JBICは、平成17年4月28日付「文書提出命令申立に対する意見書」において、当該文書は存在しない旨の意見を述べているため、当省は、民事訴訟法220条4号ロに該当するかどうか判断することはできない。

- 5 「1991年度、1992年度、1993年度にインドネシアに供与されたセクター・ローンのうち、本件プロジェクトの住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の使途・明細に関する報告書、並びに、これらのローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC（OECD）本部と同ジャカルタ事務所との間、及びJBIC（OECD）とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書」について

当省は、本件プロジェクトの住民移転対策費用等に用いられた合計約22億円の使途・明細に関する報告書を保有しておらず、また、外務省と在インドネシア日本大使館との間及び日本政府機関とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書については、標記意見聴取書添付の文書

提出命令申立書に記載された程度の文書の表示及び趣旨では文書の特定がされているとは言い難い。

また、JBICは、平成17年4月28日付「文書提出命令申立に対する意見書」において、いずれの文書も特定がされていない旨の意見を述べている。

このため、当省は、民事訴訟法220条4号ロに該当するかどうか判断することはできない。

- 6 「1998年1月にJBICが承諾した第2期の「地方インフラ整備事業」から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の使途・明細に関する報告書、並びに、このローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC(OECF)本部と同ジャカルタ事務所との間、及びJBIC(OECF)とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書」について

当省は、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の使途・明細に関する報告書を保有しておらず、また、外務省と在インドネシア日本大使館との間及び日本政府機関とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書については、上記文書提出命令申立書に記載された程度の文書の表示及び趣旨では文書の特定がされているとは言い難い。

また、JBICは、平成17年4月28日付「文書提出命令申立に対する意見書」において、いずれの文書も特定がされていない旨の意見を述べている。

このため、当省は、民事訴訟法220条4号ロに該当するかどうか判断することはできない。